ごうぎん宝くじサービス規定

1. サービス内容

- (1)「ごうぎん宝くじサービス」(以下「本サービス」といいます)とは、次の各取引を一括して行うサービスをいいます。
 - A.当行の現金自動預入払出兼用機(以下「ATM」といいます)の操作による、当行所定の当せん金付証票(以下「宝くじ」といいます)の購入。
 - B.Aにより購入した宝くじの当行による保護預り。
- C.Aにより購入した宝くじの当行による当せんの有無の調査、ならびに当せん金の支払い。

2. 利用対象者

- (1) 本サービスを利用できるのは、普通預金(総合口座を含みます)と貯蓄預金のキャッシュカード(ともに代理人カードを含みます)を保有する個人の方とします。
- (2) 貸越専用カードローンのカードによって本サービスを利用することはできません。
- (3) 当行以外の金融機関のキャッシュカードによって本サービスを利用することはできません。
- (4) 満20歳未満の方は、本サービスの利用をご遠慮ください。

3. 宝くじの購入

- (1) 宝くじの購入は、当行所定のATMにおいて、当行所定の日時に行うことができます。店頭での購入はできません。
- (2) 宝くじの購入代金はキャッシュカードによる預金の払戻(総合口座取引規定および普通預金貸越サービスの契約書にもとづく貸越による払戻を含みます)の方法で当行に支払われるものとします。現金による購入はできません。
- (3) ATMの画面にしたがって、宝くじの種類、タイプ、ナンバー、口数、回数その他所定の事項を正確に入力し、購入して下さい。なお、1回の操作において購入できる口数、回数、および1回あたりの金額には所定の限度があります。
- (4) 本サービスによる取引は、当行が購入代金相当額を当該キャッシュカード契約のある預金口座(以下単に「預金口座」といいます)から(2)の方法により払戻し、ご利用明細票を発行したときに成立するものとします。なお宝くじの購入者は、預金口座の名義人とさせていただきます。
- (5) ご利用明細票には購入内容が記載されますので、大切に保管してください。 なお、ご利用明細票は購入内容の控であり、宝くじではありません。

4. 宝くじの保護預り

- (1) 本サービスにより購入された宝くじは、すべて当行が保護預りするものとし、宝くじの交付・返還は致しません。
- (2) 宝くじの保護預り期間は、当せんの有無にかかわらず、後記6. により当せん金を支払う時点までとし、その後は当行において処分いたします。

5. 当せんの調査

当行が保護預りする購入後の宝くじについては、当行で各抽せん日に当せんの有無を調査します。

6. 当せん金の支払い

- (1) 当せんした宝くじの当せん金は、原則として、宝くじ購入代金をお支払いになった口座に抽せん日の2営業日後に振り込む方法でお支払いいたします。振込日の指定は出来ません。また当せん金を現金で受け取ることはできません。
- (2) 1 口あたりの当せん金が300万円を超える場合には、(1) によりお支払いするとともに、当行から購入者あてに別途通知を行います。
- (3) 当せん金の支払いが(1) に定める期間内に行われない場合には、すみやかに預金取引店にご照会ください。
- (4) 当せん金の預金口座への振込が不能であったときは、当行において当せん金をお預りします。お預りした当せん金は購入者からの申し出によりお支払いいたします。

7. 他の業者への再委託

当行は、本サービスにおける宝くじの保護預り、ならびに当せんの調査を他の業者に再委託し、再委託に必要な範囲内で、購入内容、購入者の氏名、預金口座番号等を当該業者に開示します。このとき当行は、当該業者に対して相応の機密保持義務を負わせるものとします。

8. 受託金融機関への情報開示

当行は、宝くじに係る事務を地方自治体から受託している金融機関(受託金融機関)に対し、当せん者の氏名・住所・電話番号・当せん内容、預金口座番号等を開示します。なお、この情報は本サービス以外の目的で使用されることはありません。

9. 取引の取消・変更

本サービスにより成立した取引を取消すことはできません。また、取引内容の変更はできません。

10 通知•連絡

- (1) 本サービスに関する購入者への通知・連絡は、預金取引でお届けの氏名・住所・電話番号により行いますので、届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の書面により当行へ届け出てください。
- (2) お届けの氏名・住所にあてて当行が通知、連絡、その他書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3)(1)によりお届けの電話番号の不通、預金口座の解約等の理由により通知・連絡を行うことができなかったとしても、これによって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。

11. 免責事項

次の各号の事由により、宝くじの購入が不能な場合、当せん金の入金が遅延した場合、本サービスに関する通知・連絡が到達しない場合に、これによって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。

- (1) 災害・事変・通信障害・裁判所等の公的機関の措置等やむを得ない事由によるとき。
- (2) 当行、当行がシステム運営を委託する会社およびその他関係者が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信回線、コンピューター機器等に障害が生じたとき。

12. 譲渡•質入

本サービスにもとづく購入者の権利を譲渡・質入することはできません。

13. 他の規定の準用

本規定に定めのない事項については、関係する預金規定およびカード規定により取扱います。

14. 規定の変更

- (1) 本規定の各条項およびその他の条件は、事業環境の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以上

(2022年4月1日現在)